



CREDO CARD

理念

人に感謝する心と
優しさに満ちた
誰でも受け入れていく温かい場
最期までその人らしく
必要とされ自立して生きていける
生活の場を目指しています。



特別養護老人ホーム運営指針

- 1 尊敬の意をもってご利用者と接します。
- 2 受容と共感をします。
- 3 換気をします。
- 4 ご利用者にあった食介方法と食形態の食事を提供します。
- 5 服薬は食後に行います。
- 6 車椅子や椅子で過ごして頂く際には床やフットレストに足を付けて座って頂きます。
- 7 ご利用者にあった排泄方法とパットの選定をします。
- 8 排泄介助の際は衛生面に配慮します。
- 9 ご利用者の羞恥心に配慮します。
- 10 入浴はご利用者お一人お一人の時間を大切にします。
- 11 楽しい時間を提供します。
- 12 チームケアを大切にします。

ショートステイ運営指針

- 1 管理栄養士による、バランスの取れた季節感のあるお食事を提供し「食」の楽しみを感じて頂けるようお声掛けします。
- 2 安全に召し上がって頂けるようお一人お一人に合わせた食事の提供方法や内容（形態や量等）といたします。
- 3 ベッドの向きや出入り口への方向など出来るだけご自宅と同じ環境とすることで、お部屋でも安心してお過ごしいただけるように工夫します。
- 4 安全に入浴をお楽しみいただけるようお体の状態に合わせた入浴方法でご案内いたします。
- 5 ご自宅と同じ方法で排泄して頂けるよう環境を整え必要な部分のお手伝いをいたします。
- 6 ご自宅以外の場でも安心して落ち着いてお過ごしいただけるよう、都度ご希望を伺いながら生活スタイルを尊重します。
- 7 ご家族様とご本人様のご自宅での生活を支えられるよう他サービスやケアマネジャーなど他機関との連携を密に行います。

倫理綱領

- 1 私たちは、ご利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援・介護を行います。
- 2 私たちは、ご利用者のプライバシーを守り、個人の尊厳を侵害しません。
- 3 私たちは、ご利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ちご利用者と常に対等な立場で接するとともに必要な支援・介護を求められた時は誠実に対応します。
- 4 私たちは、ご利用者への身体拘束、心理的虐待等あらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 5 私たちは、ご利用者の地域参加の機会を広げるとともに地域に貢献できる施設とするよう努めます。
- 6 私たちは、ご利用者への的確な支援・介護を行うためにチームワークと職種間の連携を強めます。
- 7 私たちは、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

デイサービス運営指針

●活動

- ・頭脳系、運動系と日によって活動の中身を変えて毎日を楽しみ過ごしていただけるように工夫します。
- ・支援効果を意識して、ご利用者の皆様の日常に役立つ場として活用されることを目指します。
- ・在宅生活の支えとなるようにご利用時間も要望に応じていけるように努めます。
- ・環境の整備と適切な声掛けで、ご自分のペースで楽しく過ごして頂けるよう努めます。

●食事

- ・管理栄養士によるバランスの取れた食事を提供しご利用者の皆様の健康を支えています。
- ・四季に合わせた食材の提供、行事食提供等「食」を楽しんでもらえるよう努めます。
- ・個々に合わせた食事形態と食事量で提供し安心安全に食べて頂けるよう努めます。
- ・ご利用者の意思を尊重し、ご自分のペースで召上がるようにサポートいたします。

●排泄

- ・個々の排泄リズムの把握に努め、可能な限り自力排泄が出来るようにサポートさせていただきます。
- ・個々のリズムに合わせた誘導、プライバシーに配慮した声掛けで対応いたします。
- ・排泄情報の共有は、他者に知られないように配慮いたします。

●入浴

- ・可能な限り同性介助にて対応し、自尊心、羞恥心を大切にしていきます。
- ・残存機能の維持に努め、ご自分のペースで入浴できるように努めます。
- ・専門職の介助と手すり浴槽台を使用して安心して入浴できるように努めます。

●余暇

- ・地域資源を活用し散歩や外出、外食など社会を高める時間を提供します。
- ・近隣の子供たちや、ボランティアの方々との交流も大切にしていきます。

●虐待防止

- ・あらゆる場面において、虐待の定義を念頭に対応いたします。

(定義)

- ・高齢者の尊厳を保持する為、いかなる時でもご利用者に対して虐待を行ってはならない。
- ・虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んだとしても、擁護者が懸命に介護したとしても、結果が不適切であれば虐待に該当する。

居宅介護支援運営指針

- 1 要介護状態になった場合においても、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 2 ご利用者の心身の状態、生活環境などに応じてご利用者の選択に基づき、必要な医療・介護サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して支援します。
- 3 ご利用者の意思やその人となりを尊重し、常にご利用者の立場に立ってケアプランを策定します。
- 4 提供される介護サービスが、特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- 5 ご利用者の人権の擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備を行います。
- 6 事業の運営にあたっては、武蔵野市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所介護サービス事業者等との連携に努めます。
- 7 感染症や災害への対応力強化に努め、ご利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるように取り組みます。